

介護保険制度についてお伺い致します。まず介護保険料についてです。

福山市は本年度、多くの高齢者の反対を押し切って65歳以上の介護保険料を大幅に引き上げました。基準月額が5500円、年間で66000円となり、昨年と比較しますと、月額では1242円、年間では16200円、約30%もの大幅引き上げです。

物価スライドにより年金は減額され、後期高齢者医療の値上げ、国会では消費税の増税が強行されようとする中、いま、市内の多くの高齢者が「もはや限界」という生活苦を強いられています。

私はこの間、高齢者の方々から直接声を聞きました。

脳梗塞後遺症で左半身麻痺の68歳の女性は、病弱な60歳の弟と同居です。食費を抑えるために、一日2食で朝食はコーヒーしか飲まないということです。一食を二人で分けて食べているとのこと、「日々体力が落ちていくのがよく分かる。ヘルパーの利用をいたくても、お金が心配で我慢をするしかない」と話されていました。

さらに、75歳のある男性は自宅で転倒し、負傷したけれども病院に行かず我慢をしていたそうです。ところが痛みに耐えきれず、病院に行くと骨折をしていたそうです。早期治療を行えば状態悪化や

医療費の抑制にもつながったはずではないでしょうか。

人生の先輩たちの多くは、いま、貧困状態に追いやられ、人間らしく生活をする権利を奪われています。

市長は、このような高齢者の生活実態をどのように認識しておられるのか、今回の保険料の引き上げが高齢者の生活にどのような影響を及ぼすと考えておられるのか御所見をお示してください。

また福山市は、被保険者の負担能力に応じた保険料となるように、保険料段階を 13 段階設定とする、県の財政安定化基金の活用など、努力をされたとのことですが、高齢者の生活実態をみると負担能力は、はるかに超えていることは明らかです。

低所得者の介護保険料の減免制度の拡充と、新たな介護保険サービス利用の軽減制度の創設を求めるものですが、ご所見を伺います。

次に、「介護予防・総合支援事業」についてお伺いします。

これは、市町村の判断で行う事業ではありますが、総合事業は、施設や人員などについて国の統一した基準はなく、内容も料金設定もすべて市にゆだねられています。

例えば、ヘルパー訪問による調理や洗濯などの生活援助を、シルバー人材センターや、民間業者の配食などに置き換えることも可能となり、専門的な介護サービス利用を取り上げるものです。サービスの担い手も、必ずしも専門職ではなく、ボランティアなどの「多様なマンパワーを活用」する、とされています。

予算も介護保険給付費の3%に制限されているため、要支援1・2の軽度者から介護サービス利用を取り上げ「軽度者へのサービス抑制が懸念される」と、全国でも強い批判が上がっています。

昨年12月の本会議で我が党として、この総合事業を導入するべきではないと求めましたが、「検討中」と答弁をされております。

これまで、介護保険法は度重なる改悪を続け、要支援の予防給付を創設し、サービス利用制限を強めてきました。今度はその要支援者をさらに介護給付対象外として、給付全体を抑制しようとしています。

このような高齢者の生活支援を切り縮める「総合事業」は絶対に導入すべきではありませんがご所見をお示してください。

次に介護労働者の多忙化と処遇改善加算についてであります。

最期までその人らしく生きぬいて欲しい、その想いで生きがいを持って働いている介護の現場は、入浴、排泄、食事介助の業務と膨大な書類作業に追われ、介護労働者の多くが本当に疲れ切っています。重労働で腰を痛め、コルセットをしながら働く職員、命を預かる仕事として気を張って仕事するけど仕事量と、責任に押しつぶされて、鬱病となり退職をする職員もいます。

また、賃金は一般労働者の約 6 割程度で、正規職員であっても 30 歳男性の所得は 15 万円程度です。

そんな中、介護労働者の処遇を改善するため、国は処遇改善交付金を 2009 年度から創設しました。

しかし、この交付金を、今年度から「改善加算」方式とし、介護保険のサービス利用者に加算の 1 割を負担させるというものとなりました。

これは改善加算を介護報酬に組み込むことで、国の負担を減らし、地方自治体の負担と利用料・保険料を増やすものです。

「私たちの処遇改善のためのお金をいただく、とはとても言えない」「長く働きたいけど、将来を考えると、とても生計が成り立たない」と、現場をやめる若い職員が後を絶ちません。

このような介護現場の声をどのように認識されているか、ご所見をお示しください。

また、この処遇改善加算を、以前の交付金に戻すように国に対して要望をすることと、市独自の処遇改善に向けた、補助制度の創設を求めますが、ご所見をお示しください。

保育制度について

野田政権は3月30日、子ども子育て新システム関連法案を消費税増税法案とともに閣議決定し、通常国会に提出をしました。この新システムは、保育に対する市町村の実施義務を廃止し、保育を市場に開放し、儲けの対象にするなど公的責任を放棄するものであり、児童福祉法第24条の実質改悪です。全国の父母や保育関係団体は、待機児童の解消にもつながらないことを強く指摘し、導入反対の運動を続けています。また、地方自治体の議会では、この制度改革に対して疑問や反対、もしくは慎重な審議と拙速な採択はしないように、と意見書が続々と採択されました。2010年6月から2012年3月までで、41都道府県中302の地方議会からの意見書が提出されています。これらの運動が新システムの導入しようとする政府を追い詰めています。今後も、政府に対し「子ども・子育て新システム」の導入をやめるように要望を出されることを強く求めますが、市長のご所見を伺います。

次に、保育所の移管について質問です

小泉政権以来、規制緩和による認可保育所の基準改悪や株式会社企業の参入、民間委託の促進、定員を上回る保育所への詰め込みが行われてきました。

公立保育園の役割は、公立保育の水準がその地域の保育の質を規定している、また、より豊かな保育、在園時、在宅時家庭の子育て支援を行い、ネットワークをつくる核となっています。

この福山市は「保育所の再整備計画」に基づき、2006年から2015年の10年間で10～15所を法人移管する、と明記しています。法人移管をやめ、福山市として公立保育を守ることを求めますが、ご所見をお示しく下さい。障がい児保育など、子どもの発達を豊かにするには、人員体制の改善、施設設備などの改善がかかせません。これは当然経済的な負担が伴うもので、施設運営費が公立保育所より少ない法人保育所は苦勞・努力をしていますが、法人保育園の努力だけでは限界があります。公立でも法人でも子どもが健やかに育つよう、人員配置や賃金格差などの公私間格差をなくすことが求められていますが、ご所見を伺います。

次に、福山市の保育所建設における耐震化の進捗についてお伺いします。

2010年4月の厚生労働省の調査では、全国の保育所の耐震化率は67.5%とのことです。地震活動期に入った日本で、耐震化を進めることは市民、子どもたちの命を守る上でもきわめて重要な取組です。災害の規模は地震の破壊力と社会の防災力で決まります。

福山市は、「保育所再整備計画」で指定された保育所園舎の改修を「民営化」とセットで行うなどを進めていますが、すべての園舎の耐震化を急がなければ、大震災がおきた時、子どもの安全は確保できないのではありませんか。

この福山市内の公立・私立保育園の耐震対策をどのようにされているのか、また、1981年の建築基準法以前の建物は何棟あるのかお示しください。

建設都市行行政について、川南土地区画整理事業について伺います

第1回の川南土地区画整理審議会が、3月19日に開催されました。新聞報道によると、「市の一方的な進め方に納得ができない」と、強い非難があり、審議会に入る前に、二時間半も紛糾したとあります。審議会の会議録を見ると、会長・会長代理や傍聴などの会の規則について審議、また、基準点測量についての説明を行い、測量の了解を得たようになっています。

しかし、審議委員の方からは、「審議会の時に、基準点測量の話はなかったし、了承もしていない」と言われていました。この議事録の中身と実際が違うのか、その認識をお示してください。そもそも川南土地区画整理事業は、地権者の合意を得たものでなく、現在も納得していないものです。また、「住みよい郷土をつくる会」から提出されている、6つの質問に対し納得のいく回答がないかぎり、審議会の内容については一切応じないとの事です。

住民合意が得られない、川南土地区画整理は白紙撤回にし、本当に住民が納得した街づくりを進めるべきではないでしょうか。ご所見をお示してください。

河村議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、介護保険についてであります。

高齢者のおかれている生活実態についてであります。厚生労働省の2010年（平成22年）国民生活基礎調査によると、高齢者世帯の約7割が公的年金のみの収入となっており、また、本市が昨年度実施した高齢者を対象とした実態調査によると、約半数が一人暮らしや高齢者のみの世帯という状況であります。

こうした状況をふまえて、「第5期介護保険事業計画」の策定に当たっては、保険料段階をそれまでの第9段階から、第13段階に細分化する中で、低所得者の高齢者世帯にも配慮したところであります。

なお、低所得者等に対する、保険料の減免制度についても、今回の細分化に合わせて、更なる拡充を図ったところであります。

サービス利用料軽減制度についてであります。失業などにより、収入が大きく減少した世帯には、利用料を減免するなど、介護保険法などに定められた軽減制度を実施しているところであり、市独自で軽減制度を創設することは考えておりません。

以上

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。

本事業は、要支援者などを対象に、心身の状態の維持、改善を目的と

した予防給付サービスと、配食や見守りなどの日常支援サービスを、利用者の選択により、一体的に提供するものであります。

また、本事業は、保険給付費の抑制ではなく、益々進展する高齢化の中で、高齢者の実態に応じた多様なサービスを提供するものであります。

引き続き、国から示された指針や手引き、市民ニーズや地域の実情を勘案する中で、事業実施を検討してまいります。

以上

次に、介護労働者の処遇改善についてであります。

介護分野においては、離職率が高い事に加え、新たな人材の確保は困難であるという課題があり、介護労働者の処遇改善は、介護サービスの質の向上の観点から、重要であると考えております。

介護労働者の処遇改善は、一時的な財政措置に頼るのではなく、介護サービス事業者の自主的な努力を前提に、安定的・継続的な事業収入が確保される介護報酬によることが望ましいとの考えから、介護労働者処遇改加算が創設されたものであり、介護保険の制度の中で整理されるべきものであります。

なお、この加算は、介護労働者処遇改善交付金が廃止されたことに伴い設けられた、例外的かつ経過的な取り扱いであり、次期介護報酬の改定時に、改めて見直しが見込まれるものであることから、今後の国の動向を見極めてまいります。

以上

次に、保育行政についてであります。

まず、子ども・子育て新システムにつきましては、子ども・子育てに関する施策を一元的に再構築し、社会全体で子育てを支える枠組みであります。

現在、関連法案が国会審議中であり、今後、国の動向を見守ってまいります。

次に、保育所の法人移管についてであります。

公立保育所の法人移管につきましては、今後の児童数の変動や施設の老朽化など、保育所が抱えるさまざまな課題を解決し、将来にわたって良質な保育サービスを持続的に提供するため、進めているものであります。

これまでも、移管に関しては、在宅で子育てをしている家庭への支援を必ず実施することを条件にするなど、保育の儒実に努めてきたところであります。

いずれの保育所も、地域・保育者との県警も旅行で円滑な運営が行われております。今後も、これまでの取組を検証し、児童数の推移、地域特性などを総合的に勘案するかで、最も適した整備手法を選択し、着実に取り組んでまいります。

障がい児保育につきましては、保育に欠ける障碍児を受け入れ健常児と共に保育することによって、そのよりよい成長・発達を促すため、すべての保育所で、実施しております。

法人立保育所においては、その受け入れを円滑に行うため、市の単独施策で補助制度を実施しており、これまでも制度の拡充を図ってきたところであります。

法人立保育所の運営につきましては、児童の処遇向上を基本に、職員の処遇改善や多様な保育サービスへの的確な対応を図るため、基本的な保育所運営に対する費用に、職員給与の改善に要する費用を加算したうえで、国と市が保育所運営費を負担し、さらに本市独自に、職員の給与改善のための職員給与等改善費などの助成を行っているものであります。

次に、保育所の耐震化についてであります。

公立保育所につきましては、施設の老朽度を勘案する中で、再整備を進め、計画的にその解消に努めているところです。

また、法人立保育所につきましては、施設の改築・改修について国・県の財源を活用しながら私立保育所施設整備費補助金として、市が助成しているところであります。

なお、1981年（昭和56年）以前に建築された保育所は、55棟であります。

以上

次に、川南土地区画整理事業についてであります。

第1回審議会においては、今後、換地設計を行うに当たり、より精度の高い資料を作成する必要から、公道上の基準点測量を実施する旨を説明したものであり、特段、審議会委員から質問・意見もなく、そのことを会議録としてまとめております。

なお、測量実施については、審議会の同意事項ではありません。

次に、川南地区は、神辺駅や国道182号線に近接し発展のポテンシャルが高い地域にもかかわらず、公共施設整備の遅れから、スプロール化が進んでいる状況にあります。

このため、当地区を面的に整備改善することの出来る優れた整備手法である土地区画整理事業を備後圏都市計画事業として実施するものであります。

これにより生活拠点として利便性の高い良好な市街地の形成が図れることから、当事業を推進してまいります。

以上